

**改正**

平成28年3月29日要綱第27号

佐用町自主防災組織活動補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、地震その他の災害等による被害の防止及び軽減を図るため、自主防災組織が地区での自主的な防災訓練を独自に実施する事業、防災資機材及び防災倉庫（以下「防災資機材等」という。）を整備する事業、又は危険な状態を回避するための必要な措置（以下「応急措置」という。）を講じる事業について、その経費の全部又は一部を補助することを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において「自主防災組織」とは、地震その他の災害等による被害の防止及び軽減を図るため、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行い、かつ世帯台帳及び名簿（以下「世帯台帳等」という。）が作成され定期的に見直されている自治会組織等をいう。

(補助の対象)

**第3条** 補助の対象となる防災訓練を独自に実施する事業は、災害等の発生に備えて自主的に計画及び実施する訓練で、次の各号に掲げる2つ以上の個別訓練について実施するものをいう。

- (1) 情報収集・伝達訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 救出・救護訓練
- (4) 避難誘導訓練
- (5) 炊き出し・給水訓練
- (6) 応急手当訓練
- (7) 区域内避難時危険箇所点検訓練
- (8) その他防災体制の強化、防災能力の向上及び防災思想の啓発を図るもの

2 補助の対象となる防災資機材等を整備する事業は、災害の発生に備えて活動に必要な別表に掲げる防災資材等を購入する事業とする。

3 補助の対象となる応急措置を講じる事業は、災害の発生に備えて行う危険空き家対策事業とし、空き家除却、立竹木の伐採、看板設置、又は柵・ネットの設置等を実施するために必要な別表に掲げる経費を対象とする。ただし、対象とする老朽危険空き家等は、佐用町老朽危険空き家等の

適正管理に関する要綱（平成28年要綱第23号）第6条の規定により、町長から助言又は指導を受けているものとする。

（補助金の額等）

**第4条** 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号により算出した金額とする。

- （1） 防災訓練を実施したときは、世帯台帳等に記載された世帯数に500円を乗じて得た額以内とする。
- （2） 防災資機材等を整備する場合は、別表のとおりとする。
- （3） 応急措置を講じる事業は、別表のとおりとする。

（補助の制限）

**第5条** 補助金の交付は、前条第1号及び第2号については、各号ごとに毎年度1回限りとする。

2 前条第3号については、町長から助言又は指導を受けている老朽危険空き家等につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の長（以下「申請者」という。）は、自主防災組織活動補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

**第7条** 町長は、補助金の交付申請を審査した結果、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、自主防災組織活動補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告）

**第8条** 申請者は、当該補助事業が完了したときには、すみやかに自主防災組織活動補助事業実績報告書（様式第3号）を町長に報告しなければならない。

（補助金の交付）

**第9条** 町長は、自主防災組織活動補助事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し適当と認めたときは、自主防災組織活動補助金交付請求書（様式第4号）を徴し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取り消し又は返還）

**第10条** 町長は、補助金の交付を受けた自主防災組織が交付要綱に違反した場合は、補助金の交付決定の取り消し又は返還を求めることができる。

（財産処分の制限）

**第11条** 申請者は、補助事業により取得した財産について、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、申請者が補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(関係書類の整備)

**第12条** 申請者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(調査等)

**第13条** 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に対して報告を求め、又は職員に関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(委任)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月29日要綱第27号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**別表** (第3条、第4条関係)

区分		内容	補助率	補助限度額
防災 資機 材等	情報伝達用具	ハンドマイク、携帯ラジオ、テレビ、 携帯用無線機等	50%以内	150,000円
	消火用具	消火器、バケツ、ポリタンク等		
	救出用具	車椅子、はしご、救助用ロープ、ス コップ、バール、大工道具、ジャッ キ、投光器、一輪車、救命胴衣、夜 光ベスト等		
	救急用品	救急セット、担架、毛布等		
	避難用具	懐中電灯、ヘルメット、ロープ、テ ント、腕章、小型発電機、防水シー		

		ト等		
	給食給水用具	炊飯用かまど、釜、鍋、やかん、ガスバーナー、給水タンク、飲料水ポリ袋、ろ過・浄化装置等		
	その他	防災活動を目的とした資機材 その他町長が必要と認めたもの		
	防災倉庫	防災資機材収納庫購入費		300,000円
応急 措置	危険空き家対策	資材購入費、機材借上費、処分費、 燃料費等	100%	延床面積100㎡まで 300,000円 100㎡以上 500,000円

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第9条関係）